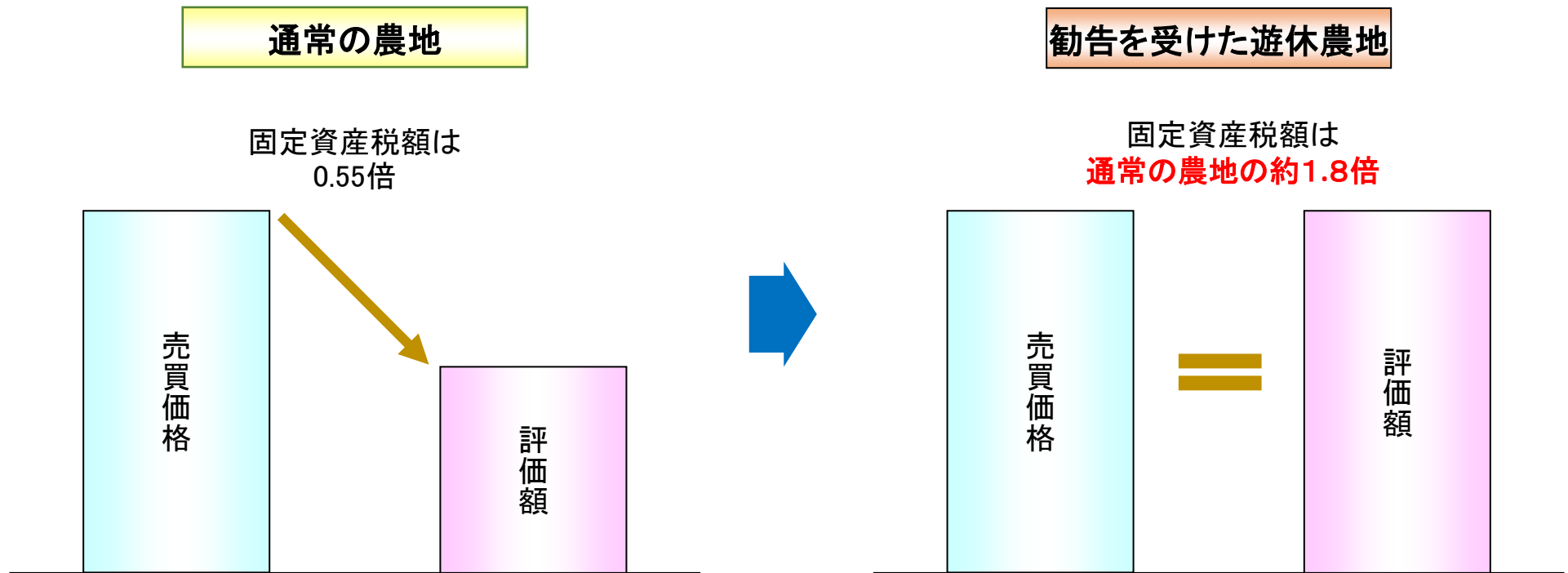


# 要注意！ 遊休農地を放置すると、固定資産税が増額される場合があります！ 農地バンクを積極的に活用し、遊休農地の発生を防止しましょう！

- 農地バンクで借受可能なのに貸そうとせず、自ら耕作もしないなど、所有者が**遊休農地をみだりに放置**している場合、農業委員会が、農地バンクと協議すべき旨を勧告します(※)。
- **農業委員会から勧告**を受けた場合、当該農地の**固定資産税が約1.8倍に増額**されます。

(※) 農業振興地域内の遊休農地に限ります。



(※) 固定資産税額 = 評価額 × 固定資産税率(1.4%)